

# 令和6年度 丹波篠山市合併処理浄化槽修繕費用助成金について

合併処理浄化槽の修繕費用に対し、予算の範囲内において、丹波篠山市合併処理浄化槽修繕費用助成金を交付します。

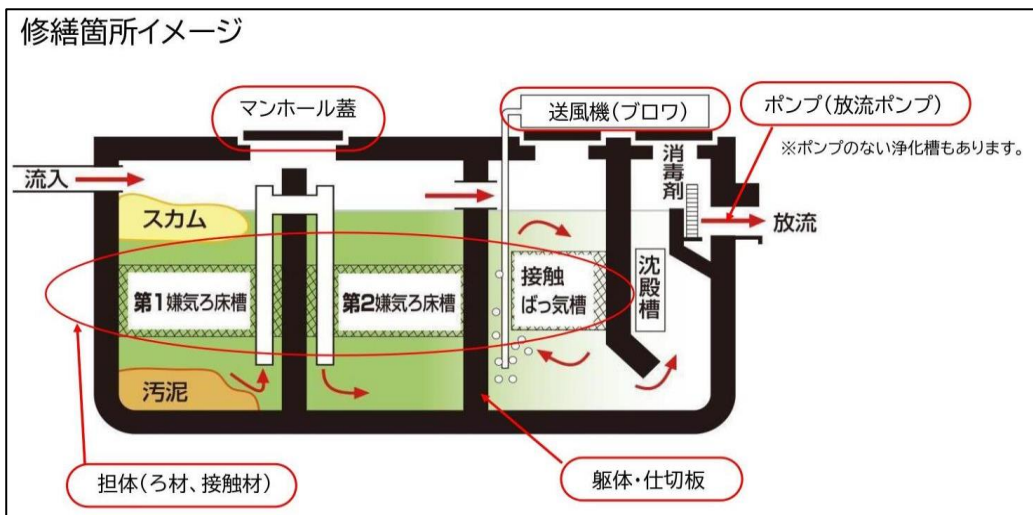
## 交付対象者及び要件

- (1) 市内全域のうち、下水道区域以外の区域(浄化槽区域)において、丹波篠山市に住所を有し、自己の居住を目的とした住宅又は延べ床面積2分の1以上を自己の居住の用に供する併用住宅に設置された合併処理浄化槽を適正に維持管理している者
- (2) 自治会館等の集会施設に設置された合併処理浄化槽を適正に維持管理している者
- (3) 浄化槽法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃、同法第11条に規定する水質に関する検査(法定検査)を適正に実施している者
- (4) 市税の滞納がない者

## 助成対象経費

合併浄化槽の修繕にかかる経費で、以下に掲げるもの。

- (1) ブロワの交換
- (2) 水中ポンプの交換
- (3) マンホールの交換
- (4) 躯体、仕切板の補修
- (5) 担体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む。)の補充補修
- (6) その他浄化槽機能の維持・回復に必要な附帯設備等の補修、交換



## 助成金額

人槽区分にかかわらず、浄化槽1基につき、上記の助成対象経費が2万円以上の修繕に対し、2分の1を乗じて得た額の範囲内とし、上限10万円とします。

助成金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

## 申請に必要な書類

丹波篠山市合併処理浄化槽修繕費用助成金交付申請書(様式第1号)及び、以下の添付書類

- (1) 直近1年以内に清掃業者が発行した浄化槽清掃記録票の写し
- (2) 直近1年以内に受けた浄化槽保守点検の記録票(3回分以上)の写し
- (3) 直近1年以内に受けた法定検査の結果の写し
- (4) 修繕に要した額の明細書及び領収書の写し
- (5) 市税納税証明書(申請書提出の3か月以内に発行されたもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

市ホームページ下水道課  
合併浄化槽のページへ



※詳しくは、丹波篠山市合併処理浄化槽修繕費用助成金交付要綱をご覧ください。

申請窓口および連絡先：丹波篠山市上下水道部下水道課(079-552-5062)